

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市において漁業就業を目指す研修生の経済的負担を軽減するために交付する山口市新規漁業就業者支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定め、もって新規漁業就業者の確保及び本市への定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 長期漁業研修 山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修(国が実施する同様の漁業技術研修を含む。)をいう。
- (2) 研修生 市内の漁業協同組合において長期漁業研修を受けている者をいう。
- (3) 家賃等 賃貸住宅の家賃及び駐車場料(専ら通勤又は長期漁業研修に使用する自家用車両1台分に限る。)の合計額をいう。
- (4) 市税等 市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす研修生(以下「交付対象者」という。)に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 市内の賃貸住宅を借り受けて居住していること。
- (2) 自ら家賃等を支払っていること。
- (3) 本市において市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助金算定基礎額の項に掲げる額に、同表の交付対象月数の項に掲げる月数を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたり条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた交付対象者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書の内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに山口市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る内容変更報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の所在地
- (2) 当該年度の賃貸住宅の入居月数
- (3) 家賃等の月額

(長期漁業研修の中断)

第8条 交付決定者は、負傷、疾病その他やむを得ない理由により長期漁業研修を中断することとなったときは、速やかに長期漁業研修中断報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ない。

(交付決定額の変更)

第9条 市長は、第7条の規定による報告の内容により、補助金の交付決定額の変更を決定したときは、その旨を山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定額変更通知書(様式第5号。以下「交付決定額変更通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、交付決定通知書又は交付決定額変更通知書に記載した月別交付決定額ごとに交付するものとし、該当する月の交付決定額を翌月の末日までに交付するものとする。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、当該年度の最終月の家賃等の支払いが完了したときは、当該月の末日までに山口市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る完了報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を山口市新規漁業就業者支援事業費補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の取り消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 自己都合により長期漁業研修を取りやめたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助金算定基礎額	家賃等の月額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。 ただし、30,000円を限度額とする。
交 付 対 象 月 数	当該年度において、家賃等を支払うこととなる月数。ただし、次に掲げる月を除く。 (1) 入居月(入居日が月の初日である場合を除く。) (2) 退居月(退居日が月の末日である場合を除く。)

様式第1号(第5条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)山口市長

(申請者)
住 所
氏 名
連絡先
印

年度において、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金の交付を受けたいので、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 交付申請額 円

※ 交付申請額の算出根拠

長期漁業研修の種類 ※該当する□に印を付けること。	☐ 県事業(新規漁業就業者定着促進事業) ☐ 国事業(新規漁業就業者総合支援事業)
研修先(漁業協同組合支店・支所名)	
長期漁業研修月数(全期間)	月(年 月 日～ 年 月 日)
当該年度の長期漁業研修月数①	月(年 月 日～ 年 月 日)
賃貸住宅の所在地	
当該年度の賃貸住宅の入居月数②	月(年 月 日～ 年 月 日)
補助金交付対象月数③ ※①又は②のいずれか短い月数	月(年 月 日～ 年 月 日)
家賃等の月額④ ※千円未満切捨て	円 ※家賃月額 円、駐車場料月額(1台分) 円
補助金限度額(月額)⑤	30,000 円
家賃等支払日(口座引落日)	毎月 日
補助金算定基礎額⑥ ※④又は⑤のいずれか低い金額	円
補助金算出額(交付申請額) ※⑥×③	円

2. 添付書類

- (1) 貸借契約書の写し
- (2) 研修生であることが確認できる書類又はその写し
- (3) 山口市長が交付する市税等の滞納がないことの証明又はその写し

3. 取引金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 漁業協同組合 農業協同組合									
口座種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ 口座名義人										

※ 口座番号、口座名義人が確認できる通帳(表紙裏)の写しを添付すること。

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度 山口市新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円	
月 別 交 付 決 定 額 (交付決定額の内訳)	年4月	円
	年5月	円
	年6月	円
	年7月	円
	年8月	円
	年9月	円
	年10月	円
	年11月	円
	年12月	円
	年1月	円
	年2月	円
	年3月	円

- 【交付の条件】
- (1) 補助金の交付の対象となった家賃等の月額及び当該家賃等の支払いが確認できる書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管すること。
 - (2) 山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、又は同条第3項の規定により補助金の返還を命じられた場合においても、異議がないこと。

様式第3号(第7条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る内容変更報告書

年 月 日

(あて先)山口市長

(報告者)
住 所
氏 名
連絡先
印

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度 山口市
新規漁業就業者支援事業費補助金について、交付申請書の内容に変更が生じたので、山口市新規漁
業就業者支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

変 更 が 生 じ た 項 目 ※該当する□に印を付けること。	☐ 賃貸住宅の所在地 ☐ 当該年度の賃貸住宅の入居月数 ☐ 家賃等の月額	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更の内容(変更が生じた項目のみ記載すること。)		
項 目	変 更 前	変 更 後
賃 貸 住 宅 の 所 在 地	山口市	
当 該 年 度 の 賃 貸 住 宅 の 入 居 月 数	月(年 月 日～ 年 月 日)	月(年 月 日～ 年 月 日)
		月(年 月 日～ 年 月 日)
家 賃 等 の 月 額	円	円
	家賃月額 円 駐車場料(1台分) 円	家賃月額 円 駐車場料(1台分) 円

※1 「変更前」の欄は、交付申請書の内容(既に変更の報告を行っている場合は直近の内容)を記載し、「変更後」の欄は、変更後の内容を記載すること。

※2 転居の場合、「当該年度の賃貸住宅の入居月数」の項の「変更後」の欄は、上段に転居前の賃貸住宅の入居月数を、下段に転居後の賃貸住宅の入居月数を記載すること。

※3 変更が確認できる書類又はその写しを添付すること。

様式第4号(第8条関係)

長期漁業研修中断報告書

年 月 日

(あて先)山口市長

(報告者)
住 所
氏 名
連絡先
印

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度 山口市
新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり長期漁業研修を中断することとなったの
で、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

中 断 理 由	
中 断 期 間	年 月 日～ 年 月 日

様式第5号(第9条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定額変更通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付けで提出のあった 報告書に基づき、
下記のとおり 年度 山口市新規漁業就業者支援事業費補助金の交付決定額を変更したので、
山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

区 分		変更前	変更後
交 付 決 定 額		円	円
月別交付 決 定 額	年4月分	円	円
	年5月分	円	円
	年6月分	円	円
	年7月分	円	円
	年8月分	円	円
	年9月分	円	円
	年10月分	円	円
	年11月分	円	円
	年12月分	円	円
	年1月分	円	円
	年2月分	円	円
	年3月分	円	円
変 更 理 由			

様式第6号(第11条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る完了報告書

年 月 日

(あて先)山口市長

(報告者)
住 所
氏 名
連絡先
印

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度 山口市
新規漁業就業者支援事業費補助金について、当該年度の最終月の家賃等の支払いが完了したので、
山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

交 付 決 定 額 ①	円	
当該年度に支払った家賃等の総額②	円	
② の 月 別 支 払 額	年4月	円
	年5月	円
	年6月	円
	年7月	円
	年8月	円
	年9月	円
	年10月	円
	年11月	円
	年12月	円
	年1月	円
	年2月	円
	年3月	円
差 引 (② - ①)	円	

※ 上記②の家賃等を支払ったことが確認できる書類又はその写しを添付すること。

様式第7号(第12条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付けで完了報告のあった 年度 山口市新規漁業就業者支援事業費補助金の額について、下記のとおり確定したので、山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額①	円	
①の月別確定額	年4月	円
	年5月	円
	年6月	円
	年7月	円
	年8月	円
	年9月	円
	年10月	円
	年11月	円
	年12月	円
	年1月	円
	年2月	円
	年3月	円
交付決定額②	円	
差引(①－②)	円	

様式第8号(第13条関係)

山口市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定を通知した 年度 山口市新規
漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり取り消しを決定したので、山口市新規漁業就
業者支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 区 分	☐ 全部 ☐ 一部
取 消 理 由	
交付済の補助金額	円
交 付 済 補 助 金 返 還 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
補 助 金 返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日